

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年4月1日

条例第15号

改正 昭和52年6月22日条例第4号

昭和52年12月19日条例第13号

平成5年3月25日条例第14号

平成13年3月12日条例第2号

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第14号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。